外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるウォルフガング・ビアラが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十九年八月二十一日

長崎県長崎市香焼町一八〇番地

アンプタウン・システム・カンパニー・ゲーエムベーハー

日本における代表者　ウォルフガング・ビアラ

限定承認公告

本籍青森県弘前市大字取上五丁目七番地四二、最後の住所青森県弘前市取上五丁目七番地四二　被相続人　亡　工藤　栄次

右被相続人は平成二十九年四月六日死亡し、その相続人は平成二十九年八月九日青森家庭裁判所弘前支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日

青森県弘前市取上五丁目七番地四二

相続財産管理人　工藤惠津子

株式等売渡請求につき通知公告

当社の特別支配株主より、株式売渡請求があり、当社はこれを承認いたしましたので、公告します。

一、特別支配株主の氏名又は名称及び住所　日本郵船株式会社（住所、東京都千代田区丸の内二丁目三番二号　郵船ビル）

一、特別支配株主が株式売渡請求をしない特別完全子法人の名称　該当事項はありません。

一、売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項　一株につき一、一二円の割合をもって、金銭を割当交付します。

一、新株予約権の売渡請求に関する事項　該当事項はありません。

一、売渡株式の取得日

平成二十九年九月十一日

一、株式売渡請求に係る取引条件　日本郵船は、本売渡対価を、平成二十九年十二月八日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載された本売渡株主の住所又は本売渡株主が日本郵船に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、その後速やかに、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について日本郵船が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

平成二十九年八月二十一日

東京都品川区大井一丁目二八番一号

株式会社ユニエツクス

代表取締役　坪田　光男

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十九年九月二十九日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十九年八月二十一日

東京都豊島区高田三丁目一〇番二二号

株式会社パテント・ファイナンス・コンサルティング　代表取締役　日野　慎二

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、吸収合併によりベアリング投信投資顧問株式会社（住所　東京都千代田区永田町二丁目一番一号山王パークタワー）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年十月一日です。

平成二十九年八月二十一日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

ベアリングス・アドバイザーズ株式会社

代表取締役　小柳　寿裕

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、吸収合併によりベアリング投信投資顧問株式会社（住所　東京都千代田区永田町二丁目一番一号山王パークタワー）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年十月一日です。

平成二十九年八月二十一日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

山王パークタワー

Barings Real Estate Advisers Japan株式会社

代表取締役　ピーター・エヌ・ゲンサイマー

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年七月十九日付官報号外第一五五号の八十七頁に掲載されています。

平成二十九年八月二十一日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｓｅｐｔｅｎｔｒｉｏ２特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十三日

掲載頁　七十六頁（号外第八十号）

平成二十九年八月二十一日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル九階

Starhill Global REIT One特定目的会社

取締役　森田　威

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額金百十億八千三百万円を金百十億八千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=73082485

平成二十九年八月二十一日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

京橋開発特定目的会社

取締役　中村　里佳

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二十二万千六百六十口を消却することに致しましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は効力発生日である平成二十九年九月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年八月二十一日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

京橋開発特定目的会社

取締役　中村　里佳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年七月十九日付官報号外第一五五号の八十五頁に掲載されています。

平成二十九年八月二十一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

シラハマ特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十四億五千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年九月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年八月二十一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

シラハマ特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十八日付特第一七号八
付政府調達第一五七号八〇

ページ●同月二十一日付第一八〇号六四ページ●同日
ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）